

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」

法律の趣旨・理念

「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

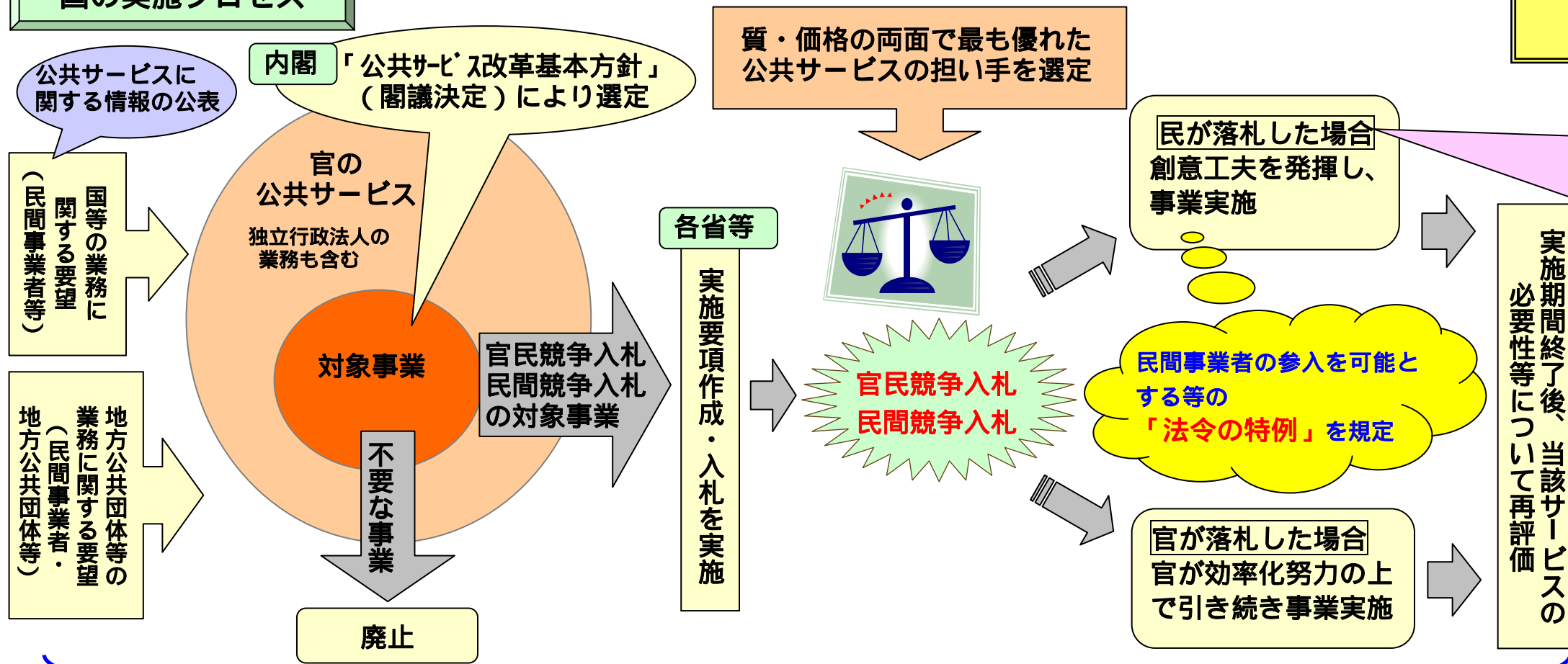
「官民競争入札」とは・・・

公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み

米国、英国、豪州等で既に実施

法律の概要

国の実施プロセス



<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するか否かは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
法律で入札参加資格について明記
守秘義務やみなし公務員規定
事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

<人の移動を円滑化するための措置>

民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇は、配置転換と新規採用の抑制が基本
民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

「官民競争入札等監理委員会」（委員長：落合誠一東京大学教授）がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保

「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

公共サービス改革基本方針

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業等を定めるもの
最初の基本方針を平成18年9月5日に閣議決定。対象事業の追加等のための基本方針の改定を同年12月22日に閣議決定。

共通の指針

公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減
公共サービスの質の確保、事業の適正な実施
地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
入札の対象となった公共サービスについて、実施期間後の実施のあり方に関する評価
官民競争入札等監理委員会（公正中立な立場で、能動的積極的な審議を実施）
公務員の処遇

対象事業等

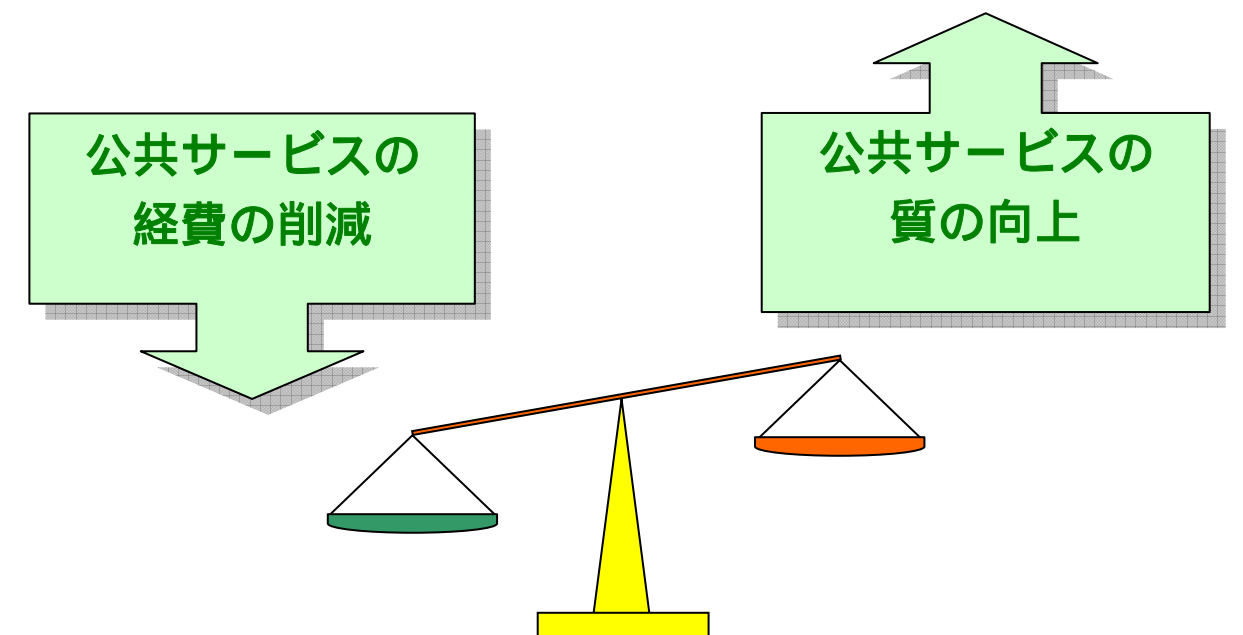
黒字は平成18年9月5日閣議決定
青字は平成18年12月22日閣議決定による対象事業の追加等

1. 統計調査業務…総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査等）、各府省の指定統計調査等の民間開放に向けた検討
2. 登記関連業務…登記事項証明書の交付、登記簿の閲覧等の事務、不動産登記法等の特例を措置
3. 国民年金保険料収納事業…法33条で国民年金法等の特例を措置
4. ハローワーク関連事業（「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業）
…法32条で職業安定法の特例を措置
5. 独立行政法人の業務
・（独）雇用能力開発機構
…アビリティガーデン、私のしごと館
…職業能力開発促進センターが行う在職者訓練。真に必要な性の認められるもの以外は廃止。
・（独）国際交流基金…日本語研修事業、文化交流事業等
・（独）日本学生支援機構…東京国際交流館（プラザ平成）、国際交流会館（留学生の宿泊施設）の運営・管理業務等
・（独）国立大学財務・経営センター…キャンパス・イノベーションセンターの管理運営業務について廃止
・（独）情報処理推進機構…情報処理技術者試験事業の試験実施業務等
6. 窓口関連業務
…車庫証明関係、旅券関係、国民健康保険、介護保険
（注）戸籍謄本等の交付の請求の受付・引き渡しは、地方公共団体の業務であり、又、既に法律の特例（法34条）を設けていることから、基本方針には記載されていない
7. 徴収関連業務
…国民健康保険料等の納付の促進等

「公共サービス改革法」

平成18年7月7日施行

官民競争入札等の実施で
公共サービスの質の維持向上と
経費削減を



内閣府 公共サービス改革推進室

今後とも、法に定められた手続きに則り、民間事業者、地方公共団体等の要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

【問い合わせ先】
内閣府 公共サービス改革推進室
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階
電話 03-5501-1876（平日10:00~12:00 13:00~17:00）

法律条文、公共サービス改革基本方針等は下記の内閣府のホームページで公開。
<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>